

**指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**  
(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)

最終改正：平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針(第四条)

第二節 人員に関する基準(第五条・第六条)

第三節 設備に関する基準(第七条)

第四節 運営に関する基準(第八条—第三十九条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十条—第四十三条)

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針(第四十四条)

第二節 人員に関する基準(第四十五条・第四十六条)

第三節 設備に関する基準(第四十七条)

第四節 運営に関する基準(第四十八条—第五十四条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第五十五条—第五十八条)

第四章 訪問看護

第一節 基本方針(第五十九条)

第二節 人員に関する基準(第六十条・第六十一条)

第三節 設備に関する基準(第六十二条)

第四節 運営に関する基準(第六十三条—第七十四条)

第五章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針(第七十五条)

第二節 人員に関する基準(第七十六条)

第三節 設備に関する基準(第七十七条)

第四節 運営に関する基準(第七十八条—第八十三条)

第六章 居宅療養管理指導

- 第一節 基本方針(第八十四条)
- 第二節 人員に関する基準(第八十五条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十六条)
- 第四節 運営に関する基準(第八十七条—第九十一条)

## 第七章 通所介護

- 第一節 基本方針(第九十二条)
- 第二節 人員に関する基準(第九十三条・第九十四条)
- 第三節 設備に関する基準(第九十五条)
- 第四節 運営に関する基準(第九十六条—第一百五条)
- 第五節 削除
- 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条—第一百九条)

## 第八章 通所リハビリテーション

- 第一節 基本方針(第一百条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百一十一条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百十二条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百三十三条—第一百九条)

## 第九章 短期入所生活介護

- 第一節 基本方針(第一百二十条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百二十一条・第一百二十二条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百二十三条・第一百二十四条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百二十五条—第一百四十条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に關

する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百四十条の二・第一百四十条の三)
- 第二款 設備に関する基準(第一百四十条の四・第一百四十条の五)
- 第三款 運営に関する基準(第一百四十条の六—第一百四十条の十三)

第六節 削除

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百四十条の二十六—第一百四十条の三十二)

## 第十章 短期入所療養介護

- 第一節 基本方針(第一百四十一条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百四十二条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百四十三条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百四十四条—第一百五十五条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に關

する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十五条の二・第百五十五条の三)

第二款 設備に関する基準(第百五十五条の四)

第三款 運営に関する基準(第百五十五条の五—第百五十五条の十二)

#### 第十一章 削除

#### 第十二章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針(第百七十四条)

第二節 人員に関する基準(第百七十五条・第百七十六条)

第三節 設備に関する基準(第百七十七条)

第四節 運営に関する基準(第百七十八条—第百九十二条)

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百九十二条の二・第百九十二条の三)

第二款 人員に関する基準(第百九十二条の四・第百九十二条の五)

第三款 設備に関する基準(第百九十二条の六)

第四款 運営に関する基準(第百九十二条の七—第百九十二条の十二)

#### 第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針(第百九十三条)

第二節 人員に関する基準(第百九十四条・第百九十五条)

第三節 設備に関する基準(第百九十六条)

第四節 運営に関する基準(第百九十七条—第二百五条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二・第二百六条)

#### 第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針(第二百七条)

第二節 人員に関する基準(第二百八条・第二百九条)

第三節 設備に関する基準(第二百十条)

第四節 運営に関する基準(第二百十一条—第二百十六条)

#### 附則

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下

「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号(第五十八条において準用する場合に限る。)、第五十五条、第五十六条、第六十条、第七十条、第三十条第六項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第四十条の二十七、第四十条の二十八、第九十五条(第六十条において準用する場合に限る。))及び第二百五条の二の規定による基準
- 二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による基準
- 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第九十条及び第六十条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十三条、第五十八条、第九十条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第三十三条(第四十三条、第五十八条、第九十条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第三十七条(第四十三条、第五十八条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第四十二条の二、第四十条の二(第九十条において準用する場合に限る。)、第二十五条第一項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第二十八条第四項及び第五項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。))並びに第三十条第七項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。))の規定による基準
- 四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四十条の二十九の規定による基準
- 五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百一十一条、第二百一十一条、第二百二十二条、第三十条第六項、第四十条の八第七項、第四十条の十一の二第二項及び第三項、第四十二条、第五十五条の十の二第二項及び第三項、第七十五条、第七十六条、第九十二条の四、第九十二条の五、第九十四条、第九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百十条の四第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第四百十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第二百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第三条(第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十九条、第二百五十五条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十五条の十九、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第二百五十五条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五十五条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五十五条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第四百十条の二、第一百五十五条の八第一項、第一百二十五条第一項(第四百十条の十三及び第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第一百二十八条第四項及び第五項、第一百三十条第七項、第四百十条の七第六項及び第七項、第四百十条の八第八項、第四百四十六条第四項及び第五項、第四百四十八条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百五十五条第六項、第一百五十五条の六第六項及び第七項、第一百五十五条の七第七項、第一百七十八条第一項から第三項まで、第一百七十九条第一項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。))及び第二項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。))、第一百八十三条第四項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。))及び第五項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。))並びに第一百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第一百二十三条(第四百十条の五において

準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第十三章 福祉用具貸与

### 第一節 基本方針

(基本方針)

第百九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第百九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項
- 三 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八条第一項

(管理者)

第百九十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
  - 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

#### (指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

- 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
  - 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
  - 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
  - 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に

当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

#### (福祉用具貸与計画の作成)

第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

#### (運営規程)

第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第二百二条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第二百四条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二百三条第四項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条並びに第一百一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

## 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百五条の二 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定

する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第一百九十三条、第一百九十五条、第一百九十六条並びに第四節(第一百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第一百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。